参議院

議事日程　第六号

平成三十年三月九日（金曜日）
午前十時　本会議

第一　所得税法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

議案提出

三月九日内閣から次の議案が提出された。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（閣法第五四号）

議案受領

三月九日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

国際観光旅客税法案（閣法第二号）

議案受領（予備審査）

三月九日内閣から次の議案が送付された。

税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約の締結について承認を求めるの件（閣条第四号）

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とリトアニア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第五号）

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とエストニア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第六号）

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国政府とロシア連邦政府との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第七号）

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とデンマーク王国との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第八号）

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアイスランドとの間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第九号）

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とアルメニア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第一〇号）

サイバーセキュリティ基本法の一部を改正する法律案（閣法第四五号）

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律案（閣法第四六号）

健康増進法の一部を改正する法律案（閣法第四七号）

水道法の一部を改正する法律案（閣法第四八号）

農薬取締法の一部を改正する法律案（閣法第四九号）

土地改良法の一部を改正する法律案（閣法第五〇号）

エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第五一号）

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案（閣法第五二号）

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律案（閣法第五三号）

また、同日衆議院から次の議案が送付された。

対象発電用原子炉施設等に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する法律案（柿沢未途外五名提出）（衆第六号）

議案付託

三月九日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第一号）　財政金融委員会に付託

答弁書受領

三月九日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員山本太郎提出バス事業の安全問題及び地方路線問題に関する質問に対する答弁書（第三〇号）

報告書受領

三月九日内閣から、がん対策基本法第十条第八項において準用する同条第五項の規定に基づくがん対策推進基本計画の変更の報告を受領した。

人事異動

内閣

（警察庁警備局警備企画課サイバー攻撃対策官（兼）警備局調査官）警視長　米田　茂雄

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））に転任させる

内閣情報分析官を命ずる

（内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室））内閣事務官　島﨑　俊隆

警察庁に出向させる

内閣情報分析官を免ずる（以上三月九日）

最高裁判所

山口地方裁判所判事兼山口家庭裁判所判事・岩国簡易裁判所判事　佐野　義孝

山口地方裁判所岩国支部長を免ずる

山口家庭裁判所岩国支部長を免ずる

岩国簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者の指名を解く　広島高等裁判所判事・広島簡易裁判所判事　小野瀬　昭

山口地方裁判所判事に補する

山口地方裁判所岩国支部勤務を命ずる

山口地方裁判所岩国支部長を命ずる

兼ねて山口家庭裁判所判事に補する

山口家庭裁判所岩国支部勤務を命ずる

山口家庭裁判所岩国支部長を命ずる

岩国簡易裁判所判事に補する

岩国簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する（以上三月五日）

○定年退官

簡易裁判所判事佐々木俊雄は三月六日限り定年退官

皇室事項

御答電

天皇皇后両陛下から二月二十日ノルウェー国国王陛下へ発せられた御祝電に対し、三月二日御答電があった。

官庁報告

官庁事項

登録電子海図情報表示装置講習の登録に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第四条の五の規定により次の電子海図情報表示装置講習を登録したので、同規則第四条の二十二第一号の規定により、公示する。

平成三十年三月十三日

国土交通大臣　石井　啓一

(一) 登録年月日　平成三十年二月二十七日

(二) 登録番号　第十四号

(三) 登録電子海図情報表示装置講習実施機関の名称

島根県立隠岐水産高等学校

(四) 住所　島根県隠岐郡隠岐の島町東郷吉津2番地

(五) 登録電子海図情報表示装置講習事務を行う事務所の名称及び所在地

島根県立隠岐水産高等学校　島根県隠岐郡隠岐の島町東郷吉津2番地

関東地方整備局公示

富士川水系に係る指定区間外の一級河川について、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第16条の4第1項第2号の規定に基づき、河川区域内の土地に捨て、又は放置してはならないものを次のように指定し、平成30年3月23日から施行する。

平成30年3月13日

関東地方整備局長　泊　宏

水系名	河川名	河川区域内の土地に捨て、又は放置してはならないもの
富士川水系	富士川	船舶

早川	船舶
笛吹川	船舶
蛭沢川	船舶
五割川	船舶
濁川	船舶
重川	船舶
日川	船舶
御勅使川	船舶
塩川	船舶